

柴田学園大学および柴田学園大学短期大学の公的研究費等の管理・監査のガイドライン

(目的)

第 1 条 この規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、柴田学園大学及び柴田学園大学短期大学部（以下「本学」という。）における公的研究費等（以下「研究費等」という。）の管理・監査に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において公的研究費とは文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関等に配分する競争的研究資金を言う。

(管理責任体制)

第 3 条 最高管理責任者は、学長とし、本学全体を統括し、研究費等の管理・監査について最終責任を負う。

2 統括管理責任者は、法人本部事務局長とし、最高管理責任者を補佐し、研究費等の管理・監査について大学・短期大学全体を統括する実質的な責任と権限を有する。

3 コンプライアンス推進責任者は、本学事務長とし、学部・学科等における研究費等の管理・監査について、実質的な責任と権限を有する。

(コンプライアンス教育)

第 4 条 コンプライアンス推進責任者は、不正防止のためコンプライアンス教育を実施し、目的と必要性を理解させる。また、受講状況を管理・指導する。

(教職員の責務)

第 5 条 教職員は、研究費等の取り扱いにあたっては、科学研究費補助金取扱規程等学園諸規則及び法例に則り、適正に行わなくてはならない。

(相談・通報窓口)

第 6 条 本学は、研究費等の事務処理に関する学内外からの相談を受付ける窓口と研究費等の不正に関する学内外からの通報を受付ける窓口を法人本部事務局に設置する。

(不正防止計画の策定)

第 7 条 最高管理責任者は不正を発生させる要因に対する具体的な防止策を策定し、不正発生要因に対する未然の防止に取り組む。

(不正防止計画推進委員会)

第 8 条 最高管理責任者の下に不正防止計画推進委員会（以下「防止委員会」という。）を置き、委員長を統括管理責任者とする。

2 防止委員会は、不正防止体制の全般を担い、適正な研究費等の管理・運営を図る。

(調査)

第 9 条 最高管理責任者は公的研究費の不正使用の疑いが生じた場合、防止委員会を招集して、公平・厳正な調査を実施する。

(配分機関への報告)

第 10 条 防止委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、当

該事案にかかる研究費等の配分機関にも報告し、協議を行う。

- 2 報告等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(認定)

第 1 1 条 防止委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定し、関係するものへ通知・報告する。

(懲戒)

第 1 2 条 最高管理責任者は、調査の結果、不正が認定された場合には、研究者等に対して就業規則に基づく必要な措置を講ずる。

(不正取引における業者の取引停止等)

第 1 3 条 最高管理責任者は、不正取引に関与したと認定された業者に対し、取引停止の処分等、必要な措置を講ずる。

(予算の執行状況の検証)

第 1 4 条 公的研究費に関する予算の執行状況は、法人本部事務局が管理する。

(内部監査)

第 1 5 条 公的研究費に関する内部監査は、法人本部事務局と防止委員会、監事と会計監査人とが連携を図り、実効的かつ公正に実施するものとする。

(モニタリング)

第 1 6 条 モニタリングについては、毎年、一定数以上を抽出し、履行状況を調査する。

- 2 緊急、臨時の案件には機動的に対応し、改善が必要な場合には、是正措置を講ずる。
- 3 配分機関が本学に対して履行状況調査等を実施する場合には、積極的に協力するものとする。

(守秘義務)

第 1 7 条 この規程における研究活動の不正行為への対応に関わる者は、通報の内容その他不正行為の調査に関する事項についての秘密を守らなければならない。

(事務)

第 1 8 条 防止委員会及び通報窓口に関する事務は、法人本部事務局において処理する。

(改廃)

第 1 9 条 この規程の改廃は防止委員会の議を経て学長が行う。

附則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する（令和3年4月1日 校名変更）。